清須市障害者活躍推進計画

機関名	清須市役所
任命権者	清須市長・清須市教育委員会
計画期間	令和7年4月1日~令和12年3月31日(5年間)
清須市における障害	清須市においては、令和7年6月1日時点で法定雇用率は未達
者雇用に関する課題	であるが、法定雇用障害者数は達成している。
	法定雇用率を達成するため、引き続き障害者雇用の推進を図り、
	障害者である職員の定着のために、一層の取組が必要である。
目標	
①採用に関する目標	【実雇用率】(各年6月1日時点)
	(各年度) 当該年6月1日時点の法定雇用率以上
	(参考) 令和7年6月1日時点の実雇用率:2.72%
	※令和7年度の法定雇用率:2.8%
	(評価方法) 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理
②定着に関する目標	離職者を極力生じさせない。
	(評価方法) 毎年の任免状況通報時に、人事記録等により把握・進
	步管理 ***
③キャリア形成に関	研修を通じた能力の向上を図る。
する目標	
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
(1)組織面	○障害者雇用推進者を任命権者ごとに選任(人事秘書課長・議事調
	査課長・学校教育課長・監査課長)し、障害者の雇用の促進及び
	継続を図る。
	○障害者職業生活相談員を選任し、障害者の職業生活全般につい
	ての相談及び指導を行わせる。
(2)人材面	○障害者職業生活相談員に選任された者(選任予定の者を含む。)
	に、愛知労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習
	を受講させる。
	○障害者が配属されている部署の職員を中心に、厚生労働省障害
	者雇用対策課又は愛知労働局が開催する「精神・発達障害者しご
	とサポーター養成講座」の受講案内を行い、参加を募る(過去に
	同講座を受講したことがない職員に限る。)。
2. 障害者の活躍の基	基本となる職務の選定・創出
	○現に勤務する障害者や今後採用する障害者の能力や希望も踏ま

	え、年に1回、組織内アンケート等を活用した職務の選定及び創
	出について検討を行う。
	○定期的な面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができ
	ているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1)職務環境	○定期的な面談により、必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措
	置を検討する。
(2)募集・採用	○採用選考に当たり、障害特性への配慮を行う。
	○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。
	・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。
	・自力で通勤できることを条件とする。
	・介助者なしで業務遂行ができることを条件とする。
	・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受け
	られること」を条件とする。
	・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
(3)働き方	○年次有給休暇等の利用を促進する。
(4)キャリア形成	○本人の希望等も踏まえ、実務研修等の受講を促進する。
(5)その他の人事管理	○定期的な面談の設定及び必要に応じた随時面談により、状況把
	握及び体調配慮を行う。
	○本人が希望する場合には、「精神障害者等の就労パスポート」の
	活用等により、就労支援機関等と障害特性等についての情報を
	共有し、適切な支援や配慮を講じる
4. その他	
	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関
	する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害
	者の活躍の場の拡大を推進する。